2019 12月号

東海日中貿易センター
TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

会務報告

2019年度第三回理事会を開催

10月30日(水)午後、名古屋商工会議所ビル３階第３会議室にて、一般社団法人東海日中貿易センター2019年度第三回理事会を開催し、理事８名、監事１名並びに協議員16名が出席して、議案審議並びに事業報告が行われた。

石原和巳業務グループ長の司会により、冒頭で理事会定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣言した。

続いて、小澤哲会長より、10月に派遣した中部経済界訪中団の感想を冒頭挨拶の中で述べた。

◇小澤会長挨拶－要約

今回の訪中団は、３年ぶりに北京を訪問した。商務部及び中国国際貿易促進委員会などのカウンターパートを訪問し、直近の日中関係が良好な事を踏まえても尚一層、日中関係を良くしたいと言う中国政府の強い思いを感じた。

前半の２日間は、台風の影響で１日日程が短縮されたが、河北省を訪問した。

劉暁軍駐名古屋総領事の出身地でもあり、大歓迎を受けた。翌日は、雄安新区と言う新しい街づくり、国家PJを推進しているエリアを視察した。習近平国家主席が説明を受けたと言う場所に立って、大ジオラマを見ながら説明を受けてきた。北京・天津・河北省雄安新区と言うトライアングルを結ぶ一大将来の首都圏を作る国家的大PJであり、千年の計をもって作り上げるPJである。

私は、そのスケール、時間軸の長さも去ることながら、これまでの深圳、上海浦東と違い、割とゆったりしたスケジュールの中で、しっかりした企画、構想、基本設計を作り上げて着手するコンセプト、考え方で進めている。ある意味、中国の成熟度合いと言うものをPJの開発プロセスを聞く中で感じた次第である。

北京の商務部では李成鋼部長助理、中国国際貿易促進委員会では高燕会長自らご出席頂き、今後もしっかり交流を行っていこうと言う政府の姿勢が出ていると思った次第である。

建国70周年の記念式典の直後であり、その祝賀ムードが漂う中でもあったが、皆様の言葉の中に、中華人民共和国の将来に対する自信を感じた次第である。

また、足元の米中関係には大変苦労されている。何とかこれを上手く持って行こうとする思いの中で、日本或いは周辺国との関係を少し強固なものにしていきたいと言う思いが非常に強くあるのではないか。

目　次

会務報告 2019年度第三回理事会を開催 …… 1
部会活動 中国投資企業部会 特別講演会 米中摩擦下のハイテク企業 …… 2
中国投資説明会 河北省滄州市青県 ～ハイエンド食品パーク投資説明会～ …… 3
中国実務セミナー 「いざという時、知っておくべき!中国再編・撤退の基礎と事例」…… 4
共催セミナー 当面の中国経済情況と日系企業事例報告 …… 4
交流記録 …… 5
12月以降の行事案内 …… 7
弊センター年末年始休日のご案内 …… 7
寄稿 持分譲渡の留意点 …… 8
臨時寄稿 外商投資法実施条例草案に関する要点解説 …… 11
西安デスクNEWS …… 15
中国短信 …… 15
中国経済データ …… 16

その関係で、日本との経済交流をしっかり行うという強い思いが、消費を拡大して行く大きなボーナスの一部を是非、日本企業が直接投資を行い、一緒にシェアをしてもらいたいと言うような言い方で説明があった。

何れにしても、これから日中関係は、安倍総理が訪中し、来年は習近平国家主席がお見えになる中で、もう一段深いものになっていくと思う。

私共も、交流を深めながら会員企業の皆様が中国においてしっかりと事業活動ができるようサポートしたいと思う。(以上)

続いて、小澤会長が議長を務め、第１号議案 新入会員の承認について、第２号議案 協議員の一部変更について、大野大介専務理事・事務局長が説明した。

○第１号議案　新入会員の承認について

定款第６条(入会)に基づき、入会申込書の提出があった蕪湖市外経服務有限公司と株式会社楽電インターナショナルの２社が承認された。

○第２号議案　協議員の一部変更について

協議員の須藤誠一・㈱ジェイテクト取締役会長より交代の届を受け、理事会運営規則第16条(決議事項)に基づき、後任として同社の安形哲夫・取締役社長が承認された。

続いて、報告事項1．代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告、報告事項2．上半期の財務執行状況について、訪中報告3．中国港湾物流視察団について、大野専務理事より報告が行われた。

理事会終了後に、司会から、今後の行事予定として、以下３つが紹介され、参加を呼び掛けた。

1．第14回名古屋中国春節祭
　会期：2020年１月11日(土) ～ 13日(祝・月)
　会場：久屋広場・エンゼル広場

2．新年賀詞交歓会
　期日：１月17日(金)12時～ 13時
　会場：名古屋観光ホテル３階 「那古の間」

3．第28次中国自動車産業視察団
　期日：２月16日(日) ～ 22日(土)
　訪問地：中国広東省広州市、佛山市、江門市

部会活動

中国投資企業部会　特別講演会
米中摩擦下のハイテク企業

11月18日(月)午後、名古屋商工会議所ビル５階会議室Ｄにて、当センター内部部会の中国投資企業部会の主催による標記特別講演会を開催した。

講師は、中国経済・産業経済が専門分野で、電子・自動車産業など幅広い分野で活躍されている東京大学社会科学研究所・丸川知雄教授(写真)が務めた。

丸川知雄教授

冒頭、「中国製造2025」の概要について解説し、社会的なニーズを一切無視して急ピッチで展開された高速鉄道の建設を典型例にあげ、「中国製造2025には中国並びに世界のニーズに応えるための製造業という視点が欠けている」と指摘した。

ハイテク産業の現状として、次世代通信規格「５G」の普及によって、VR/ARがいよいよ生活の中に入ってくる可能性を示唆。ファーウェイ(華為)排除の動きがあることについて、５Gの基本特許はファーウェイを含む中国４社が全体の34％を握っており、例えアメリカや日本がファーウェイの機器を排除したとしても、５Gを利用する限り中国企業の技術を買わざるを得ないのが現実であると述べた。

結論として、中国製造2025に基づく技術ロードマップに示された国産化志向は、外国製品の市場を狭め対外開放の大原則に反するため撤回を求めていくべきだが、中国製品に高関税をかけたり、ICを禁輸したりすることは中国の国産化志向を強めるだけで逆効果であると述べた。

当講演会は31名が聴講した。

中国投資説明会

河北省滄州市青県 ～ハイエンド食品パーク投資説明会～

10月24日(木)、陳志宏・滄州市商務局副局長をはじめとする一行９名が来名し、滄州市青県人民政府の主催、当センターの協力により標記説明会を名古屋商工会議所ビル５階会議室Dにて開催した。

冒頭、主催者を代表して陳副局長が挨拶し「本日は皆様に滄州市青県を知って頂く機会を賜り大変うれしく思う」と述べ、滄州市の産業発展状況をはじめとする概要説明を行った。

陳志宏・滄州市商務局 副局長

続いて、冉文明・中国駐名古屋総領事館副領事が来賓挨拶を行い、その後同区の紹介ビデオを放映した後、白冬・青県経済開発区管理委員会投資促進局局長より青県の投資環境の説明があった。

青県経済開発区は08年に河北省政府から認可を受け設立、市街地の東側に位置し、天津市街までの距離は80kmと近く、面積は42.61㎢を有する。

青県ハイエンド食品パークは18年６月に設立され、青県経済開発区・南区の東環北路と北環東路の合流地点に位置する。現在、食品パーク内の進出企業は有名ブランドメーカーを含む４社で、ハイエンド技術を保有する食品メーカーを対象に誘致活動を展開している。

続いて、青県で操業している大手商品メーカーのうち、河北周黒鴨食品工業園有限公司(鴨類加工食品)、唇動食品有限公司(チョコレート製品)、小洋人生物乳業集団有限公司(乳製品)の責任者が自社製品の紹介を行い、日本企業とのマッチングを呼びかけた。

最後に、青県を実際に視察したセンター業務グループ課長の中村雅憲が同県における地の利やコストの優位性などについて説明した。

続いて第２部の昼食交流会が２階名商グリルで行われた。冒頭、センター専務理事・事務局長の大野大介が「今回の説明会は食品パークが主題となっているが、現在の青県には、他にも石油機器、配電盤、ミシン、高級木材加工など多様な産業が形成され、外資系企業の投資先として、非常に注目されるエリアとなっている。これを機に、食品以外でも中国への進出を検討されるにあたっては、滄州市青県のことをご留意いただければ幸い」と挨拶した。

続いて喬云成・青県経済開発区管理委員会常務副主任が乾杯の発声を行い、和やかな雰囲気の中、交流が行われた。当日は30名が参加した。

昼食交流会にて

＜滄州市青県人民政府　代表団＞

陳志宏　滄州市商務局 副局長
喬云成　青県経済開発区管理委員会 常務副主任
白　冬　青県経済開発区管理委員会　投資促進局局長
李　建　河北周黒鴨食品工業園有限公司 総経理
陳洪杰　唇動食品有限公司 董事長
代秀芬　小洋人生物乳業集団有限公司 総裁
許文超　小洋人生物乳業集団有限公司 海外事業部 総監
李　平　滄州市対外経済技術合作有限公司 副総経理
杜素芮　滄州市対外経済技術合作有限公司 通訳

中国実務セミナー

「いざという時、知っておくべき！中国再編・撤退の基礎と事例」

10月29日（火）、名古屋商工会議所ビル第１会議室にて、王鋭・中国公認会計士・深圳市中弘伝智コンサルティング有限公司パートナー（写真）を招き、標記セミナーを開催した。

冒頭、王氏から「私が現在の会社を立ち上げてから、取扱いが一番多い案件が今回のテーマである再編と撤退である」と紹介があった。

講義では中国事業の再編撤退の基礎事項をベースに、講師が今まで経験したノウハウやクライアントの実例が紹介された。

企業の再編方式については再編と撤退の２種類があり、再編については移転などが多くなってきていると紹介があり、レンタル工場の場合、契約更新の際に賃貸料が大幅に上がる事例が多いとのことであった。

撤退については会社を清算するタイミングや清算組を設置する際の注意事項などが語られた。

最後に今回のテーマとは真逆の前向きな話として、中国で現在、多くの投資を集めている長江デルタ地区や粤港澳大湾区についての紹介があり、講師が専門である優遇税制などについて語られた。本セミナーは募集開始時から多くの申し込みがあり、当日は56名が受講した。

共催セミナー

当面の中国経済情況と日系企業事例報告

当センターは11月11日（月）、華鐘コンサルタントグループ及び三井住友銀行と共に標記セミナーを開催した。

華鐘コンサルタントの関係者３名が講師を務め、最初に古林恒雄董事長総経理（写真）は「中国現地から見た米中貿易戦争の実体経済への影響」と題して、日本ではあまり報道されていない中国経済の実情を語った。

当日は、中国の双十一（ダブルイレブン、独身の日）ということもあり、古林董事長は、冒頭部分で、「アリババは昨年の独身の日に3.5兆元を売り上げたが、単純に当日の売買だけでなく、商品の大量な仕入れから配送までは大変なシステムが必要であり、中国だからこそ実現できる」と述べた。また同董事長はさまざまな数値をグラフ化した資料を用いて、第３四半期までの中国経済は予想範囲内の減速であり、米中貿易摩擦の影響は軽微であると説明した。

続いて能瀬徹副総経理より「事例報告（工場移転、不正防止、非貿易送金と移転価格税制）」をテーマに講義があった。工場移転では、政策性移転と協議移転それぞれの問題点の解説があり、近年は地方政府が不動産ディベロッパーを介した協議移転の比率が高まっており、補償交渉が複雑化していると説明があった。

最後に古林将一総経理助理より「中国のIT化5G対応の現状、デジタル化推進によるコスト削減」をテーマに、中国で商用化が始まった5Gの概要やファーウェイを始めとする中国企業の戦略などが語られ、同グループが開発中のRPAについても説明があった。

当日は67名が受講した。

交流記録

＜大連市駐日本経済貿易事務所＞

11月12日（火）、張慶忠・大連市駐日本経済貿易事務所副総代表と董春盛・同事務所代表の２名が当センターを訪れ、石原業務グループ長と佐合業務グループ担当が対応した。

日本での誘致強化を進める大連市は、2019年４月から長興島経済区や旅順経済技術開発区など同市の経済発展エリアから張・董両氏を含む日本語が堪能なスタッフ計４名を選出し、東京・新宿にある事務所にて新体制が始まっているものの、ビザの関係でまだスタッフはいずれも常駐には至っていない。更に先々は大阪にも事務所を立ち上げたいとし、東海地域においても、化学工業が盛んな三重県四日市市をはじめ活動範囲を広げていきたいと展望を述べた。

大連市は直近の活動として、大連市委員会・譚作鈞書記を代表とする約20名の代表団が訪日し、大連市人民政府主催による「中国大連（東京）セミナー」を11月14日に開催予定で、現在は日中経済協会などに協力を求め、積極的に募集を募った結果、申し込みは約700名までに達しているとのことだった。

長興島経済区では日系企業は３社とまだ少ないものの、石油化学、造船、バイオ医薬、設備製造などの産業があり今後の発展が期待されている。旅順経済技術開発区及び旅順口区では、重工業や造船などの産業が盛んで、同エリアには200社ほどの日系企業が進出している。

センターに同市への訪中団派遣、東海地域における石油化学製品企業の紹介、並びに同市への誘致に関する一連の活動に対し、協力の要請があった。

張副総代表（左）と董代表（右）

＜天津経済技術開発区（TEDA）＞

11月13日（水）、賈剛・天津経済技術開発区自動車産業促進局副局長と鄭学荧・亜太科科長の２名が当センターを訪れ、大野専務理事と中村業務グループ課長、纐纈業務グループ担当が対応した。

自動車産業促進局は３か月前に新設された部署で、同開発区の主要産業である自動車産業の規模拡大、サービス強化を目的としている。天津市の2019年１-９月の自動車生産台数は全国平均が落ち込む中、前年比46.8％増を記録した。好調の要因について、賈副局長は「当区は５社の完成車メーカーを始めとして、関連する部品会社、研究開発センターが存在しており、天津市の自動車生産台数の99.4％を占めている。既存メーカーの生産能力拡大や新車種の販売が好調であるためだ」と説明した。同開発区は今後、既存のガソリン車メーカーの支援を維持しつつ、次世代自動車開発技術「CASE」の４分野におけるサポートを強化し、新たな外資系メーカーの誘致や、既存企業のプロジェクト拡張を目指していくとした。

賈副局長

また同開発区は来年、名古屋での投資説明会を開催する意向があり、開催に当たっての当センターへ協力が要請された。大野専務理事からは「既にTEDAのことを知っている企業の方は多いが、賈副局長から今回説明して頂いたような最新情報は知られてない。来年、名古屋でぜひ投資説明会を開催して欲しい」と伝えた。

＜威海ハイテク産業開発区＞

11月15日（金）、傳華濤・威海ハイテク産業開発区管理委員会副主任一行３名が当センターを訪れ、大野専務理事と佐合及び纐纈業務グループ担当が対応した。

同区は1991年３月に国務院から承認された国家級のハイテク産業開発区である。医療機器やOA機器などの産業が盛ん。

傳副主任から、同区を代表する企業として威高

集団(weigao)の紹介があり、同社は中国大手の医療機器メーカーとして主に医療機器や薬品などの製品を生産し、中国全土並びに70ヵ国以上の地域で販売ネットワークを持っている。中国では製品の質がいくら良くても市場が無ければ売れないが、威高集団との提携により、日系企業にとってもビジネスチャンスが広がると医療分野での経済交流に期待を寄せていた。

傳華濤　威海高新技術産業開発区管理委員会
　　副主任
苗暁紅　同商務局OA機器産業支援センター課長
侯菲菲　同商務局OA機器産業支援センター副課長

傳副主任(左)、侯副課長(中央)、苗課長(右)

＜揚州経済技術開発区＞

11月19日(火)、奚佩明・揚州経済技術開発区招商局副局長と杜君・同開発区副処長２名が当センターを訪れ、石原業務グループ長と纐纈業務グループ担当が対応した。

杜副処長(左)、奚副局長(右)

当センターは2016年より同開発区と代理事務所契約を締結しており、東海地区企業の同開発区への企業誘致に協力している。

奚副局長からは同開発区の概要について説明があり、同区に進出している日系企業は約10社で、代表的な企業としてユニ・チャーム、JFEコンテイナーなどがあると紹介があった。

石原グループ長からは当地区の産業構造について説明し、主要産業の自動車産業について当地区の最新の動向を紹介した。

同開発区は現在、米中貿易摩擦の影響もあり、日系企業の誘致に力を入れており、日系企業向けの新たな優遇政策を打ち出しているという報告があった。

＜江蘇省国際交流センター＞

11月20日(水)、鄭鵬・南京瑞安電機股份有限公司董事長と丁玉龍・江蘇省国際交流センター総監を始めとする一行４名が当センターを訪れ、大野専務理事と纐纈業務グループ担当が対応した。

左から丁総監、大野専務理事、鄭董事長、朱設計総監、鄭販売部経理

南京瑞安電機股份有限公司は中国国内では江蘇省南京市と浙江省瑞安市に製造拠点を持つ自動車部品製造メーカーで、今回は東海地区の自動車関連企業を訪問するために来日し、同社と業務提携している江蘇国際交流センターが同社の訪日をサポートした。

大野専務理事からは当地区の自動車産業の最新動向について紹介した。

鄭　鵬　南京瑞安電機股份有限公司董事長
朱暁忠　　〃　　設計総監
鄭明銘　　〃　　販売部経理
丁玉龍　江蘇省国際交流センター総監

12月以降の行事案内

後援行事

「第１回中国遼寧省輸出商品展示会」

日　時：12月３日（火）～５日（木）
　　10：00～18：00（最終日は17：00まで）
会　場：マイドームおおさか
主　催：遼寧省人民政府

後援行事

「第５回日中国際産官学環境ワークショップ」
～長江大保護と生態健康～

日　時：12月６日（金）～８日（日）
　　９：00～18：00　※８日は12時まで
会　場：中国四川省宜賓市・宜賓学院
　　図書館学術会議センター
主　催：中国同済大学、日本中部大学、
　　中国宜賓学院

後援行事

「江蘇杯中国語スピーチコンテスト」

日　時：12月７日（土）９：00～17：00（予定）
会　場：愛知大学名古屋キャンパス
　　グローバルコンベンションホール
主　催：江蘇国際文化交流センター、南京大学、
　　愛知大学
参　加：無料

主催セミナー

「2020年中国人事労務のトレンド～日中社会保障協定、外国人就労許可の現状、2020年昇給予測～」

日　時：12月13日（金）14：30～16：30
会　場：名古屋商工会議所ビル３階　第１会議室
講　師：清原　学　㈱名南経営コンサルティング
　　人事労務コンサルティング事業部
　　シニアコンサルタント
参　加：無料　※定員60名（先着順）

後援行事

「第14回名古屋中国春節祭」

日　時：2020年１月11日（土）11：00～17：00
　　11：00～開幕式
　　12：00～祝賀会
　　会場：名古屋国際ホテル
　　２階　老松
　　12日（日）・13日（祝）10：00～17：00
会　場：名古屋市中区　久屋広場・エンゼル広場
主　催：名古屋中国春節祭実行委員会
共　催：中華人民共和国駐名古屋総領事館

賀詞交歓会

「2020年会員賀詞交歓会」

日　時：2020年１月17日（金）
　　12：00～13：00
会　場：名古屋観光ホテル３階　「那古の間」
参　加：5,000円／人

弊センター年末年始休日のご案内

年内の業務は12月27日（金）午前にて終了させて頂きます。2020年の業務開始は1月6日（月）から開始いたします。なお、弊センター北京事務所も同様とさせて頂きます。

また、会報誌「東海日中貿易センター」新年号は1月7日（火）発行予定で、メールマガジン「東海日中貿易センターNEWS」は1月15日（水）より配信予定です。

寄稿

持分譲渡の留意点

㈱アウトバウンド・マネジメント
代表取締役 日上　正之

1．持分譲渡の条件

持分譲渡とは日本の親会社の出資持分を第三者（または関連者）に有償譲渡して、資本を引き揚げることを言います。一般的な中国の三資企業の場合、株券を発行している株式会社ではなくまた株券自体もありませんので、株式譲渡と言うのは正確な言い方ではなく、「出資持分譲渡」を言います。

出資持分譲渡の特徴は、現地法人の法人格・権利義務・債権債務・優遇措置等がそのまま継承されます。つまり株主（親会社）が変わるだけになります。見方を変えると出資持分譲渡の方法は最も問題が少ない撤退方法であると言うことができます。

出資持分譲渡に関するイメージは以下の図のようになります。

出資持分譲渡のイメージ

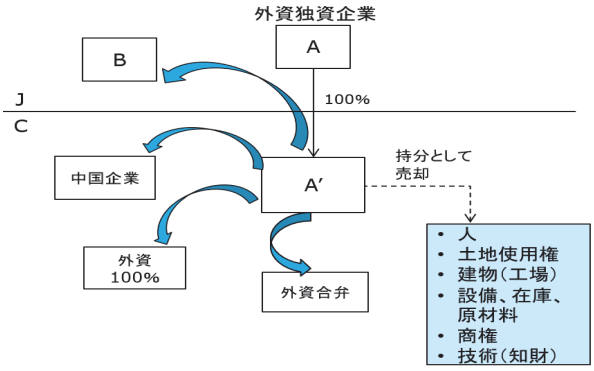

出資持分譲渡にはとりわけ特別な許認可や条件はありません。売手企業と買手企業の双方が相対価額にて合意をしていて売れればよく、譲渡人・譲受人双方の合意があれば決定されます。しかしながら、生産としての許認可は現地政府や当局への申請・交渉が必要となります。業種によって何らかの制限を受ける場合もありますが【1】、基本的には双方が中国での出資持分譲渡手続きを遵守すれば問題はないと言うのが通常です。

したがい、手続きはM＆Aの手続きに則って行うことになります。一部、中国的な「意向書」の締結と言った手続きもありますが、一般的には以下のようになります。買手企業候補は弊社がファインディングを行います。

撤退M＆Aの手続

①NDA／CA（秘密保持契約）を締結し、買手企業が現地を下見
②基本合意条件の交渉
③LOI／MOU（意向書【2】）の合意
④1社と独占交渉契約を締結し、詳細DDを受ける【3】
⑤DD結果の反映：買手企業はDD発見項目を双方の売買合意価額から減額
⑥最終条件交渉と決定
⑦最終売買契約締結：表明・保証、特定の約束（競業避止義務、秘密情報の使用制限）
⑧クロージングとして署名と手続き

解散清算ですと会社を閉じますので設備や在庫もあまり高い値段では売却できないことが多く、場合によっては備忘価額に近い価格で売らなければならないこともあり得ます。一方、出資持分譲渡の場合、現地法人に対してある程度の値が付いて売却するため、それなりの入金は期待できます。【4】値上がり益（キャピタルゲイン）の大きい土地使用権をうまく売り抜ければ、投資額よりも高く売れたような事例もあるにはあります。

最近の買手企業側の意図は二つあり、一つは「事業自体」を買いに来るパターンであり、これが理想のパターンで、相手の希望次第で人も残せます。二つ目は言わば工場としての箱である「不動産」を買いに来るパターンで、投機の要素を伴う工場用地の買収です。実質的な狙いは土地使用権のキャピタルゲインの獲得と言うことになります。

いずれにしても、売手企業は出資持分譲渡価額の最低希望価額を固めるため、土地使用権及び建物（倉庫等を含む）だけの「不動産評価報告書」を作成して不動産鑑定評価を行い、譲渡価格の合理性を担保しておくことが必要です。

なお合弁企業であって中方の土地使用権を購入するような「独資化」の必要性が出た場合、まれに譲受人が国有企業であったような場合、国有資産の評価を行い、その評価結果について国有資産管理局の承

1 例えば人材紹介企業等は、本社側の業務経歴が何年なければならないと言った制限を受けることもあります。化学企業は、生産・安全のアセスメントの許認可が非常に厳しくなっております。一旦生産を停止していれば、再度生産として動かすのに1年半も時間が掛かる場合があります。
2 買手企業が見つかれば、数億円掛けて清算を行うよりお金を掛けない意図で「備忘価格で売却（持分譲渡）」をした日系上場企業の事例もあります。但し税務リスクを伴います。持分譲渡は時価評価（公正価値）が原則なので低廉譲渡として課税を受けるようになります。日本側での寄附金課税も大きな問題となり得ます。
3 買手企業が香港系や台湾系の上場企業であれば、大手事務所（4大法律事務所、4大会計事務所）がDDに入る場合が多いです。
4 買手企業が見つかれば、数億円掛けて清算を行うよりお金を掛けない意図で「備忘価格で売却（持分譲渡）」をした日系上場企業の事例もあります。但し税務リスクを伴います。持分譲渡は時価評価（公正価値）が原則なので低廉譲渡として課税を受けるようになります。日本側での寄附金課税も大きな問題となり得ます。

認や届出が必要になる可能性がでる場合もあります。その場合には、実際の取引価格が評価結果の90%を下回るような場合は、国有資産管理局の許認可を得なければなりません。(国有資産評価管理弁法第22条)

これらは国有財産の流出を防ぐ目的で、「不動産評価報告書」のみならず、出資持分譲渡が完了した場合には、基本的に土地使用権及び建物のみならず、すべての資産評価が必要である「資産評価報告書」の提出を税務当局は必ず要求してきております。

最後に出資持分譲渡を実行するときに留意しなければならない点が２点あります。

１点目は、譲受人たる買手企業からの譲渡代金の回収です。例えば、最初の原審査機関である商務局への備案と許認可を得た時点に３割貰い、工商登記の際に６割貰い、半年後に残額すべてを貰うと言ったような毅然たる交渉態度が必要となります。いずれにしてもなかなか支払ってくれず、分割で数年も掛けて支払われたと言う事例もあります。買手企業が香港系や台湾系で有った場合、彼らは自社の他の中国子会社から人民元で支払おうとしたり【5】、本社がＢＶＩのペーパー・カンパニーであったりすると言ったようなリスク要因もままあります。

実際の譲渡手続

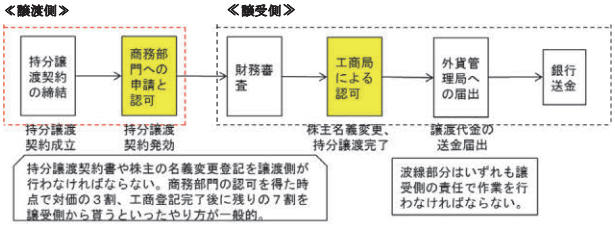

２点目は、持分としての譲渡所得が生じれば企業所得税が課税されます。仮に外国企業―外国企業と言ったの中国外での譲渡取引【6】であったとして売手譲渡企業(親会社)が非居住者の場合でも、10%の源泉税が課税されます。キャピタルゲインの有無並びに持分譲渡価格の妥当性を明確化させるために、持分譲渡後であっても「資産評価報告書」の提出・作成を要求するケースが極めて多くなっております。【7】

２．従業員補償の有無

出資持分譲渡の場合には各従業員との間で締結されている労働契約を解除する訳ではないので、建前上従業員に経済補償金を支払う義務はありません。労働契約法にも支払に関して規定は明記されていません。

しかしながら、従業員の心配事としては(１)出資持分譲渡は株主だけの変更でありながら、仮に香港系や台湾系企業、更には中国系企業が今までの株主たる日系企業のように同じような金額で従業員の給与を支払ってくれるか、何らの保証もないこと。(２)新たな株主になった場合、当然ながら労働契約は巻き直さざるを得なければならないこと。(３)経済補償金は会計上確定債務の退職給与引当金のような一定額を毎年積み立て引き当てているものではないこと。(４)朝令暮改で労働契約法の補償金基準(１年働けば１ヶ月分がもらえる規定)が変わってしまう可能性があること。【8】(５)経済補償金は日本の退職慰労金のように一定年数働いた人にまとまった金額で支給するものではなく、たまたま支払うタイミングに定年退職するベテラン従業員の場合、経済補償金を支払う義務はないこと。(６)やむにやまれぬ理由で労働契約の途中で自己都合退職をする人に会社側は経済補償金を支払う義務はないこと。

以上のような理由で、出資持分譲渡であっても、一度は現状の対象企業でカット・オフして経済補償金を支払うと言うのが、現地での実務対応となってきております。要は、「貰えるものは今貰えるうちに貰っておきたい」と言う中国人的な心理が働くのかもしれません。出資持分譲渡で中国系企業に売却された某日系企業で、経済補償金の支払いをどうするのか悩んだようですが、法令通りに経済補償金は支払わなかったようでしたが、売却後新株主の会社運営に不安を感じて大きなストライキ事件が発生した事例があります。ストライキが起こった場合、当然工場のラインが止まりますので、それだけで億単位の損失が生じただけではなく、労働局等の指示で経済補償金自体も旧株主であったそのクライアントの親会社が負担せざるを得ず大きな打撃であったようです。

３．必要な法的手続き

解散清算ほど煩雑ではありませんが決して簡単とは言えません。手続きの相手が所轄政府の役人のみ

5 昨今の人民元の自由化と昨年来の円安も伴い、逆に人民元で貰った方が結果的に多くの日本円を得られて良かったと言う事例も出ています。
6 外国企業同士の取引ですが、中国は属地主義(所在地国主義)を取っており資産が中国にあると国内源泉課税対象となるため、取引は日本と外国間での取引(中国での取引ではない)であっても、中国及び日本の双方において課税され、二重課税が生じることになります。
7 2010年の大連市の更正案件以降、多くの地域の税務局で同じ対応がなされ要求されます。
8 労働契約解除日の直前の12カ月の残業代及び賞与を含んだ平均値を1カ月分として計算しますが、上海では残業代はこの平均値から外せとする(会社側に有利な)裁決が公布され、実際上海ではこの裁決は適用されています。この計算であれば、経済補償金の従業員手取金額は半減しています。

ではなく、買手企業の担当者との交渉が大前提で必要になってきます。最近事例の最も多い独資企業の中国(内資)企業への持分譲渡手続につき以下に説明いたします。外資が内資になるための手続きには簡易清算手続きが必ず必要となるため、そこに時間が掛かります。

1. 持分譲渡価格、特別税務処理の適用、原審査機関へのヒアリング、評価士事務所の評価報告書発行依頼等の検討：

まず、最初に持分譲渡で最も大きな論点となる譲渡対価を検討する必要があります。譲渡対価の当事者間での合意はもちろんですが、譲渡対価は「相対(あいたい)価額」である程度決められますが、税務上適正価額でないと判断された場合、税務局が定める「適正時価」(公正価値)に是正され【9】、追加納税が発生する可能性があります。特殊税務処理の適用がなくても、税務局から適正時価の検討要求を受けるケースもあります。よくあるのは、地域によっては管轄税務局の担当官が外資企業の持分譲渡や特殊税務処理に不慣れでうまく理解してもらえない場合もあり得るため、現地の管轄税務局事情を事前照会などで行い調査しておくのが望ましいと考えます。

2. 持分譲渡を承認する董事会決議の開催：

合弁会社の場合、合弁当事者の一方は、その持分の全部又は一部を譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を得た上で認可機関に報告して認可を受け、登録管理機関で変更登記の手続を行わなければならず、合弁当事者の一方が持分の全部又は一部を譲渡する場合、他の合弁当事者は「優先買取権」を有するとして(中外合弁経営企業法実施条例20条)、これらの規定は定款に記載されていることから、３分の２以上の董事が出席した董事会において、その出席董事全員の同意による特別決議が必要となります(中外合弁経営企業法実施条例33条)また会社定款にも特別な記載がある可能性がありますので、確認する必要があります。

3. 持分譲渡契約書の作成:

董事会または株主会の決議を受けたあと、譲受者との間で「持分譲渡契約書」を作成します。仮に日本企業間で行われる持分譲渡契約書であっても、中文での契約書も作成し中国の印紙税を納付する必要があります。なお日本の印紙税については、国外での契約締結などの条件に該当した場合は課税されません。

4. 譲渡対価の確定後、資産評価を行い、認可機関へ備案以降の手続きは以下のようになります：

①譲渡対価(全額)をエスクロー口座【10】に振り込む
②各種申請書(契約・決議・新董事会のメンバー情報、定款等)の準備
③商務局への届出(備案)
④工商局への登記変更申請
⑤税関登記抹消申請(調査)
⑥税務登記抹消申請(調査)
⑦新営業許可証の取得
⑧税務局への納税申告及び登記変更の届出
⑨各種ライセンスの変更登記手続き
⑩各銀行の変更手続き
⑪納税完了証明の取得
⑫会社管理権及び資産の引渡し
⑬銀行にて譲渡対価の送金申請及び日本への送金
⑭取引完了

9 中国の場合、国内取引に対しても「独立企業間価格」(公正価値での取引)が必ず要求されます。
10 中国の場合にも、エスクロー口座を設定した方が譲渡取引を無難に進めることができます。

<執筆者プロフィール>
㈱アウトバウンド・マネジメント代表取締役　日上(ヒカミ)　正之

青山監査法人プライスウォーターハウス(現PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、国際税務チームに所属。国際事業開発室を経て、プライスウォーターハウス香港事務所に出向。さらに1993年に設立後間もない同上海事務所の「初代日本人駐在員」となり、日系企業クライアントゼロの段階から200社超のレベルに立上げ、PwC上海事務所日系企業部の礎を構築する。
帰国後はEY税理士法人(取締役)、KPMG税理士法人(ディレクター)、さらに法務・会計・税務のワンストップサービスを目指しキャストコンサルティング取締役・代表取締役社長(上海董事長)を経て、アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長。国税庁税務大学校、東京国税、大阪国税他札幌、仙台、金沢、名古屋、熊本国税局等の元非常勤講師。

臨時寄稿

外商投資法実施条例草案に関する要点解説

上海市華鑫法律事務所所
弁護士　高秀智、高華鑫

2019年３月15日に「中華人民共和国外商投資法」（以下、「外商投資法」という）が正式に公布され、2020年１月１日より正式に実施されることになった。

「外商投資法」に対する更なる詳細規定として、中国司法部は2019年11月１日に「中華人民共和国外商投資法実施条例（草案）」（以下、「草案」という）を公布し、修正意見を求めるために公開している。

この「草案」は全文が５章45条文から成っており、「外商投資法」の内容を比較的詳細に解釈している。しかし、当職らは現時点における「草案」のほとんどの条文内容はまだ十分に明確にはなっていないと考えており、今後所轄官庁がさらに具体的で実務的な運営性のある法規（通達）ならびに規則制度として完備していくことを期待している。

以下では、「草案」において外商投資家の関心、注目度の高い重要なポイントについて解説する（注：今後「草案」の所轄官庁の審議および修正された最終版は一部の条文に変化が生じる可能性があるので、今回は上述の2019年11月１日に公布された「草案」についてのみ簡単に分析したものとなることをご了承いただきたい）。

１．第10条：法律、法規、規則制定時の在華外商投資企業からの意見聴取について

「草案」第10条では、外商投資に関する法律、法規、規則を制定するにあたり、どのような方法で外商投資企業の意見を聴取するのかということについて定めており、書面による意見聴取、座談会、論証会開催といった方法が採られると同時に、外国商会の意見も聴取することが予定されている。また、聴取する内容のうち、外商投資が集中している分野もしくは外商投資企業に関する重要な権利義務についての意見について、意見の採用状況をフィードバックするとある。

当職は、「草案」では意見聴取の具体的な方法を若干ながらも定めているが、実務上の運営としては、まだ明確にすべき問題点がかなりあると思われる。例えば、どのような条件の外商投資企業が意見聴取の対象となるのか、外商投資企業であれば全社が開催される座談会や聴取会に参加できるのか、招待された企業のみが参加可能なのかといった点である。

中国国内資本企業への意見聴取の一般的な方法を鑑みると、採用される可能性が高いのは、法律法規の草案を発布後、外商投資企業全てが自ら所轄官庁に書面意見を提出する、もしくは業界内の代表的な外商投資企業を座談会もしくは聴取会に招待するという方法である。

また、「草案」に定められている外国商会（団体）への意見および助言の聴取での外国商会は、中国国内にある外商投資企業によって形成される商会なのか、もしくは国外に設立されている外国商会を指すのかということについては、今後適切な法規定によってさらに明確にする必要があると考える。

２．第19条：資金調達手段の公開

「草案」第19条では、外商投資企業の公開融資の方法について定めており、中国国内もしくは中国国外での株式、社債の公開発行、その他資金調達手段の公開または非公開での発行を利用し、金融機関からの借入およびその他の方法による資金調達が可能となり、かつ、その手続は国内資本企業と同様の条件および手続きによるものとなるとされている。

当職らは、上述の規定では外商投資企業は今後上海もしくは深圳証券取引所に上場することが可能となり、公開株式も発行できるようになるため、外商投資企業への資金調達に比較的大きな意義があると考える。但し、現在、中国政府が企業の不正な資金調達を厳格に取り締まっているため、外商投資企業が社債もしくはその他資金調達手段の公開または非公開での発行をする際、法律法規の要求に厳格に合致していなければ、不正な資金調達と認定される可能性があることにご留意いただきたい。

３．第22条：徴収もしくは徴用の条件について

「草案」第22条では、外商投資企業に対する徴収も

しくは徴用については法律上の明確な根拠がある必要があり、法律以外の根拠をもって徴収もしくは徴用してはならないとはっきりと定めている。

ここでいう法的根拠とは「中華人民共和国物権法」第42条および第44条であり、第42条では「公共の利益のため、組織、個人の建屋物件およびその他不動産を徴収できる」、第44条では「危険回避、災害への緊急措置のために必要な場合、組織、個人の不動産および動産を徴収できる」と定められている。

但し、上述規定では「公共の利益のための必要性」および「危険回避などの緊急措置のための必要性」をどのように定義するか明確に規定していないため、今後具体的な法律法規が制定され、どのような状況が「公共の利益のための必要性」および「危険回避などの緊急措置のための必要性」に属するのかが明文規定されることを期待する。

4．第23条：外商投資企業の出資および投資による収益は自由に送金が可能となることについて

「草案」第23条では、外国投資者の中国国内への出資、利益、収益、補償もしくは賠償および清算所得などについて、人民元もしくは外貨によって自由に送金できるとしており、如何なる企業または個人も通貨、金額及び送金の頻度等について制限することはできないと明確に規定されている。

この点について、現在中国は外貨制度に対して厳格な管理を行っており、一般的に、外商投資企業が外貨を海外送金する際、特に中国外貨管理局から厳格な管理を受ける。「草案」の上述の規定が実施された後、外貨管理局は外商投資企業の外貨の入出金をどのように管理するかについては、今後外貨管理局による明確な規定の制定が待たれる。

5．第24条：知的財産権の保護体制について

「草案」第24条では、知的財産権の保護について各体制を明確にしており、知的財産権の権利侵害に対する懲罰的賠償制度、知的財産権の速やかな保護協力体制、知的財産権紛争の多元的な解決体制および知的財産権の権利維持支援体制等が規定されている。

この点について、上述の規定はやや曖昧、抽象的で、今後の知的財産権保護について新たな方向性を打ち出しているものであり、今後の具体的な法律規則の制定が待たれる。中でも、比較的重要であると考えられる知的財産権の権利侵害に対する懲罰的賠償制度、即ち、知的財産権の権利侵害案件において、権利侵被害者の損失に対する補償性の賠償だけでなく、権利侵害行為の悪質性、重要性を鑑みて権利侵害者はさらなる賠償金額を支払うことが求められるようになり、このことから権利侵害者への警告と懲罰になると考える。

現在、中国の知的財産権法体系では、懲罰的賠償制度の運用は始まったばかりという段階であり、知的財産権の三大法律である著作権法、特許法および商標法のうち、商標法では2013年８月30日の修訂で初めて懲罰的賠償の条項が追加されている。また、2018年12月23日に全国人民代表大会常務委員会での審議に提出された「特許法修正案（草案）」では、権利侵害の懲罰的賠償条項が追加されており、現在この特許法修正案は検討されている最中だが、将来的に特許侵害案件においても懲罰的賠償制度が導入される可能性がある。著作権法において懲罰的賠償条項を追加するのか、及びその時期については現在まだ情報はないが、懲罰的賠償条項の追加は、外商投資企業の知的財産権の保護レベルの強化に有利であり、これは非常に重要な意義を持つものであると考える。

6．第28条、第29条：地方政府および関係部門が打ち出す優遇政策に対する承諾および各種契約の締結

「草案」第28条、第29条では、地方政府および関係部門が企業および資本の誘致のために外国投資者に打ち出した数々の優遇措置、有利な条件といった政策への承諾および各種契約の締結について明確に規定されている。

当職は中でも比較的重要なものが下記の３点であると考える。

①地方政府および関係部門の打ち出した政策への承諾は書面である必要があり、政府部門の役人が口頭のみで提示した政策への承諾は承認されないため、今後政府の役人の言動は必ず書面にて確定される必要があり、外国投資者が投資を行う場合、書面協議を特に重視しなければならない。

②政策への承諾の許容範囲は、法規定および国家政策範囲内となり、税法規定や国家政策に違反する

減、免税などの承諾は承認されない。

③所轄官庁と外商投資企業が締結した契約は、行政区画の調整、政府トップの人事異動、機構もしくは職務調整および関連責任者の交代などを理由として違約もしくは無効と主張することはできず、当該規定は外商投資企業の合法な権利を十分保障することが可能となっている。

7．第42条：外商投資企業の組織形態、最高意思決定機関などの変更について

通常、外商投資企業は中外合弁企業、中外合作企業および外資企業が含まれており、中国の国内資本企業とは組織形態、最高意思決定機関等が異なる。例えば外資企業の最高意思決定機関は董事会であり、株主会ではない。この点について、「外商投資法」第31条では、今後、外商投資企業の組織形態、最高意思決定機関および活動準則についてはすべて「中華人民共和国会社法」などの法規定が適用されることになり、即ち、中国国内資本企業と同じルールが適用されることになる。

また、「草案」第42条の規定では、外商投資企業は2020年１月１日から2024年12月31日までの５年間において、自ら登記所轄官庁に登録変更申請手続きを行うことを奨励するとしている。この５年以内に手続きを行わなかった外商投資企業について、その後の2025年１月１日から６月30日までの６ヶ月間にも変更手続を行わなかった場合、企業登記所轄官庁はその企業のその他登記事項手続きを行わないものとし、その状況をインターネットシステムに通じて社会に向けて開示するとしている。

上述の「外商投資法」および「草案」の規定に基づくと、外商投資企業は企業自身の具体的な状況に基づき、企業の組織構成を変更すると同時に会社定款、合弁契約を修正して商務官庁、工商行政官庁などの所轄官庁に変更手続審査および登録変更手続などを行う必要があると考える。具体的にどのように手続きするのか、どのような書類を提出することになるのかについては、各省市の地方政府が細則等を制定し規定するものと考える。

また、「草案」第43条では、現在ある外商投資企業の合弁経営、合弁各当事者の契約に約定される収益分配方法、残余財産分配方法などについては、合弁経営、合作期間内であればそのままそれに基づき実施することができると規定されている、即ち、上述の組織形態、組織機構および活動準則の変更は、既に約定されている利益分配方法に影響しないものとなっている。

今回の「草案」の重要な内容についてさらに理解を深めるため、ここに「外商投資法」ならびに「草案」の関連重要条文を抜粋して下表の通り提示する。ご参照いただき、お役立ていただければ幸いである。

条文抜粋

№.	《外商投資法》	《外商投資法実施条例》草案
1	第２条　中華人民共和国国内(以下、「中国国内」という)における外商投資には本法を適用する。 　本法がいう外商投資とは、外国の自然人、企業もしくはその他の組織(以下、「外国投資者」という)が直接もしくは間接的に中国国内において行う投資活動を指し、次の各号に掲げるものを含む。（１)外国投資者が単独もしくは他の投資者と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること。 （２)外国投資者が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分もしくはその他類似の権益を取得すること。 （３)**外国投資者が単独もしくは他の投資者と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資すること。** （４)法律、行政法規もしくは国務院が定めるその他の方法による投資。	第４条 外商投資法第２条第２項第３号で称する中国国内における新設プロジェクトへの投資とは、**外国投資者が中国国内において建設される特定プロジェクトへの投資を指すが、外商投資企業の設立ではなく、中国国内企業の出資持分、株式、財産持分もしくはその他類似の権益を得るものではない。**
2	第10条　外商投資に関する法律、法規、規則を制定する場合、適切な方法を講じて外商投資企業から意見および助言を聴取しなければならない。 外商投資に関する規範性文書、裁判文書等は、法に基づき遅滞なく公布しなければならない。	第10条　政府およびその関係部門は、外商投資に関する法律、法規、規則、規範性文書を起案するにあたり、実情に基づき、**書面による意見聴取、座談会、考察会開催などの方法を講じて外商投資企業および外国商会などから意見を聴取しなければならない。** 外国投資企業が比較的集中している分野もしくは重要な権利義務の問題に関する意見については、意見の採用状況のフィードバックを適切な方法によって実施しなければならない。 外国投資に関連する規範性文書は、官報および政府ウェブサイトなどを通じて法により遅滞なく公開されなければならず、未公開の場合は外国投資管理実施の根拠としてはならない。
3	第17条　外商投資企業は法に基づき株式、社債等の証券の公開発行およびその他の方法を通じて資金を調達することができる。	第19条 外商投資企業は法により中国国内もしくは**中国国外における株式、社債の公開発行、その他資金調達手段の公開または非公開での発行を通して金融機関からの借入およびその他の方法により資金調達を行うことができる。** 　外商投資企業が前項の規定に基づき行った資金調達について、関連主務官庁、金融機関は**内資と同様の条件およびプロセスに基づいて関連手続を行わなければならない。** 　外商投資企業は国家の関連規定に基づき対外債務を借り入れることができる。
4	第20条　国家は外国投資者による投資に対して徴収を行わない。 特殊な状況において、国家は公共の利益のために必要な場合に、法規定に基づいて外国投資者の投資に対して徴収もしくは徴用を実行できる。徴収、徴用は、法が定めるプロセスに基づき行い、かつ、公平、合	第22条　国家は外国投資者による投資に対して徴収を行わない。特殊な状況において、公共の利益のために外国投資者の投資への徴収が必要となった場合もしくは徴用する具体的な状況は**法律上明確に定められていなければならず、法律以外の根拠に基づいて外国投資者の投資に対して徴収もしくは徴用してはならない。**法規定に基づいて外国投資者の投資に徴収もしくは徴

	理的な補償を遅滞なく与えなければならない。	用を実施する場合、公平で合理的な補償を遅滞なく与えなければならない。
5	第21条　外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法に基づき取得した補償もしくは賠償、清算所得等は、法に基づき人民幣もしくは外貨で自由に入金・対外送金することができる。	第23条 外国投資者が中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法によって取得した補償もしくは賠償、清算所得等は、法により人民幣もしくは外貨によって自由に入金・対外送金することができ、**<u>如何なる組織および個人が違法に通貨の種類、金額および入金・対外送金の頻度等について制限することはできない。</u>** **外商投資企業の外国籍従業員**の賃金収入およびその他合法な収入は、中国税収法律、行政法規に基づいて納税した後、法により自由に対外送金することができる。
6	第22条　国家は外国投資者および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関係権利者の合法な権益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法に基づき厳格に法的責任を追及する。 国家は外商投資の過程において、自由意志の原則および商業規則に基づいた技術協力の展開を奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則を遵守し、平等に協議して確定する。行政機関およびその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。	第24条 国家は知的財産権の**権利侵害への懲罰的賠償制度を導入し、**知的財産権の速やかな協同保護体制を推進し、知的財産権紛争の多元的な解決体制および知的財産権の権利維持支援体制を健全化し、外国投資者および外商投資企業の知的財産権の保護力を強化する。 標準の制定においては、法により外国投資者および外商投資企業の知的財産権を平等に保護しなければならない。外国投資者および外商投資企業の特許に関わる場合、国家標準はかかる特許の関連管理規定に基づいて手続しなければならない。
7	第24条　各級人民政府およびその関係部門が制定する外商投資に係る規範性文書は、法律・法規の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法的権益を減損もしくはその義務を増加させてはならず、市場参入および退出に条件を設けてはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。	第27条 各級人民政府およびその関係部門は当該外商投資の規範性文書について、国務院の規定に基づいて**合法的な審査および公平な競争に従って審査**しなければならない。 外国投資者、外商投資企業は行政行為の根拠となる国務院部門および地方人民政府ならびにその部門の制定した規範性文書が合法でないと考える場合、**法により行政行為に対して訴訟を提起する際に当該規範性文書に対する審査を併せて請求することができる。**
8	第25条　地方の各級人民政府およびその関係部門は、外国投資者および外商投資企業に対して法に基づき打ち出した政策への承諾および法に基づいて締結した各種契約を履行しなければならない。 国家の利益および社会公共の利益に起因して政策への承諾、契約の約定を変更する必要がある場合、法が定める権限およびプロセスに基づきこれを行い、かつ、法に基づき外国投資者および外商投資企業がこのために被った損失に対して補償しなければならない。	第28条 外商投資法第25条でいう政策への承諾とは、地方の各級人民政府およびその関係部門による外国投資者、外商投資企業による当地区への投資について受けられる優遇措置、有利な条件などへの承諾を指す。 地方の各級人民政府およびその関係部門はその法定権限を越えて外国投資者、外商投資企業に政策の承諾を打ち出してはならない。**政策の承諾は書面形式とし、内容は法律法規の規定および国家の関係政策に合致していなければならない。** 第29条 地方の各級人民政府およびその関係部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法により打ち出した政策への承諾および法によって締結した各種契約を履行しなければならず、国家の利益、社会公共の利益に関わるものでない場合政策への承諾、契約の約定を変更してはならず、**行政区画の調整、政府の改編、機構もしくは職能の調整および関連責任者の交代などを契約破棄の理由としてはならない。**
9	第28条　外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに定める投資禁止分野に投資してはならない。 外国投資者が外商投資参入ネガティブリストに定める投資制限の分野に投資する場合、ネガティブリストに定める条件に合致していなければならない。 外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内資外資一致の原則に基づき管理を実施する。	第34条　外国投資者が外商投資参入ネガティブリストに定める投資制限分野に投資する場合、ネガティブリストに定める**出資比率、上級管理職**などへの制限性の要求に合致しなければならない。 外商投資参入ネガティブリストに関連分野に対する外国投資者の出資持分比率による制限性規定があり、外国投資者が**合弁企業設立により**当該分野に投資する場合、**合弁契約に約定する外国投資者の議決権比率**はネガティブリストの出資持分比率の制限性規定に合致しなければならない。 第35条　中国の自然人、法人もしくはその他組織が中国国外に全額出資し設立した企業が中国国内に投資する場合、国務院の関係主務部門が審査し、国務院の許認可を経た場合、外商投資参入ネガティブリストに定める特別管理措置の参入制限を受けない。
10	第31条　外商投資企業の組織形態、組織構成およびその活動の準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国合弁企業法』等の法規定を適用する。 第42条　本法は、2020年1月1日より施行する。同時に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』は廃止される。 本法の施行前に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立された外商投資企業は、本法施行後5年以内においては、従来の企業組織形態等を引き続いて保留することができる。具体的な実施規則は、国務院が規定する。	第42条　外商投資法施行前は『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づいて設立した外商投資企業（以下、「既存の外商投資企業」という）の組織形態、組織構造が『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国合弁企業法』などの法律の強制性規定に合致していない場合、国家は外商投資法施行後5年以内に法により変更手続を行うことを奨励する。 前項の定めに属する状況の既存の外商投資企業が、外商投資法施行後5年以内に法により変更手続を行わなかった場合、2025年1月1日より6ヶ月以内に法により変更手続を行わなければならない。期限を過ぎても法により変更手続を行わなかった場合、企業登録機関はこの企業のその他登録事項を手続せず、関連状況を企業情報公開システムにおいて公開することができる。 既存の外商投資企業の組織形態、組織構造などの変更手続の具体的な方法については、国務院市場監督管理部門が国務院の関係部門と共同で制定する。国務院市場監督管理部門は手続マニュアルを作成して公布し、変更手続の具体的な流れなどを明確にしなければならない。 第43条 外商投資法施行後、既存の外商投資企業の合弁、合作の各当事者は契約に約定する収益分配方法、残余財産の分配方法などについては、合弁、合作期間内において引き続き約定に基づいて行うことができる。 第45条　本条は2020年1月1日より施行される。同時に『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』、『中外合弁経営企業の合弁期間の暫定規定』、『中華人民共和国外資企業法実施細則』、『中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則』は廃止される。

※通常の寄稿「中国会社法（10）」は次号以降に掲載します。

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士　高秀智

華東政法大学法律学院（民商法）卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。

弁護士　高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に（一社）東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。

中欧班列、運送状の統一を実現

11月１日、西安港から出発した中欧班列・長安号（西安～ドイツ・マンハイム）では、全行程において貨物運送状が統一されたことにより、国境駅での新たな手続きが不要となり、運送の効率アップや物流コストの低減が実現した。

中欧班列・長安号

ユーラシアランドブリッジを結ぶ国際輸送はOSJD（鉄道国際協力機構）と政府間組織であるOTIF（国際鉄道運送のための政府間組織）によって運営されており、SMGS及びCIMといった各々の国際貨物鉄道運送規約があるため、従来は管轄エリアによってSMGS或いはCIM規定の書類を別途準備しなければならず、効率やコスト面で負担を強いられていた。

同便は、日用雑貨などを搭載した41両編成で、新疆・コルガスから出国し、カザフスタン、ロシア、ベラルーシを経由し、ロシア領の飛び地であるカリーニングラード港に到達後、一部貨物はフェリーに積み替えバルト海を渡り、ドイツ・ムクラン港で再び鉄道車両に積み替えて最終駅のドイツ・マンハイムまで約14日間かけて到達する。同便は、「鉄・海・鉄（鉄道・フェリー・鉄道）」のいわゆる海鉄複合輸送方式となっており、こちらも中欧班列として初の試みとなっている。

レポーター

東海日中西安デスク
代表　賈育林
（西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理）

〈中国短信〉

◆北京大興国際空港が開港

中国北京市の新空港・北京大興国際空港の開港式が９月25日に行われ、習近平・国家主席が式典に出席し、新空港の正式な開港が宣言された。

新空港は北京市大興区と河北省廊坊市広陽区を跨ぐ形で建設され、北京市の中心・天安門からは直線距離で約46㌔の距離にあるという。新空港は総事業費4,500億元（630億㌦）、滑走路４本（将来６本）、駐機場268ヵ所を保有する世界最大規模。北京首都国際空港との旅客分散により、慢性化していた混雑も解消に向かうと見られる。

新空港までのアクセスは、高速鉄道（北京西駅～大興国際空港）の利用で20分、地下鉄・新空港線（草橋駅～大興国際空港）で19分の到達となり、高速道路も４路線が既に開通している状況だ。地下鉄・新空港線は、中国初の全自動運転が導入され、最高時速160㌔と地下鉄最速で、今後は雄安新区までの延線計画がある。

国慶節連休（９月30日～10月10日）期間は、中国南方航空（CZ）の13便をはじめとする計884便が発着、旅客数は13万人の見込み。来春には116本の路線（国内線101本、国際線15本）を開設し、今後年間旅客数は2021年に延べ4,500万人、2025年に延べ7,200万人に到達する見通しだ。

◆３省、年内に最低賃金を引き上げへ

湖南省は10月１日から月当たりの最低賃金が現行より7.6％増の1,700元（一類、以下同）に、河北省は11月１日から現行より15.2％増の1,900元に、貴州省は12月１日から現行より6.5％増の1,790元となる。河北省は３年ぶりの引き上げとなる。他にも、広西チワン族自治区が2020年のタイミングで最低賃金を現行より7.7％増の1,810元に引き上げると発表した。

前回の改定から２年が経過した天津市、福建省、甘粛省、青海省、内モンゴル自治区やまもなく２年が経過する山西省、吉林省、黒龍江省、浙江省、湖北省、寧夏回族自治区などで近いうちに改正の可能性がある。

月あたりの最低賃金

地　名	エリア	月最低賃金
湖南省（10月１日～）	一類	1,700元
	二類	1,540元
	三類	1,380元
	四類	1,220元
河北省（11月１日～）	一類	1,900元
	二類	1,790元
	三類	1,680元
	四類	1,580元
貴州省（12月１日～）	一類	1,790元
	二類	1,670元
	三類	1,570元

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年　月	輸　出		輸　入		差　引	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	備　考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年10月	13,230	▲10.3	15,929	▲15.4	▲2,699	赤字縮小
2019年1-10月	119,587	▲8.8	153,150	▲2.4	▲33,563	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金額	構成比
輸出	総額		65,774	100.0
	内訳	アメリカ	12,676	19.3
		ＥＵ	7,436	11.3
		アジア	35,361	53.8
		うち中国	13,230	20.1
輸入	総額		65,601	100.0
	内訳	アメリカ	7,101	10.8
		ＥＵ	7,900	12.0
		アジア	32,365	49.3
		うち中国	15,929	24.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1	有機化合物	▲24.9	▲1.3
		2	自動車の部分品	▲21.1	▲1.1
		3	原動機	▲24.9	▲0.9
輸入	増加	1	電算機類（含周辺機器）	9.7	0.6
	減少	1	通信機	▲21.9	▲3.5
		2	衣類・同付属品	▲19.1	▲2.2
		3	自動車の部分品	▲24.5	▲0.5

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年　月	輸　出			輸　入			差　引	
	金　額	伸　率	全国比	金　額	伸　率	全国比	金　額	備　考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年10月	2,614	▲5.4	19.8	1,780	▲21.5	11.2	834	黒字拡大
2019年1-10月	22,970	▲8.8	19.2	18,590	▲4.4	12.1	4,380	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		16,208	100.0
	内訳	アメリカ	4,063	25.1
		ＥＵ	2,434	15.0
		アジア	6,145	37.9
		うち中国	2,614	16.1
輸入	総額		7,820	100.0
	内訳	アメリカ	711	9.1
		ＥＵ	940	12.0
		アジア	4,302	55.0
		うち中国	1,780	22.8

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1	自動車の部分品	▲19.6	▲4.4
		2	半導体等製造装置	▲68.9	▲1.0
輸入	減少	1	衣類及び同附属品	▲22.9	▲3.2
		2	原動機	▲74.6	▲2.0
		3	がん具及び遊具用具	▲49.9	▲1.6

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率（%）

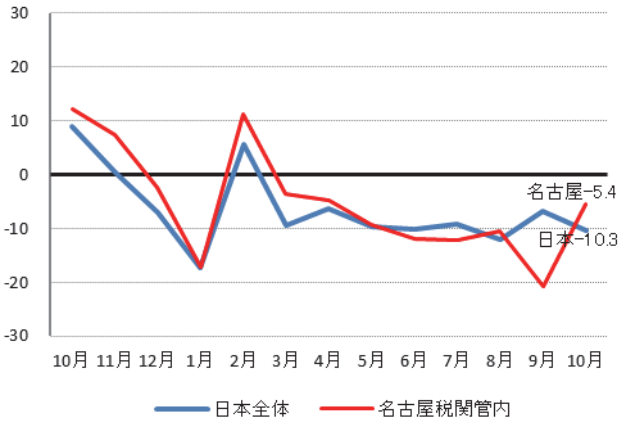

中国からの輸入額の月別伸率（%）

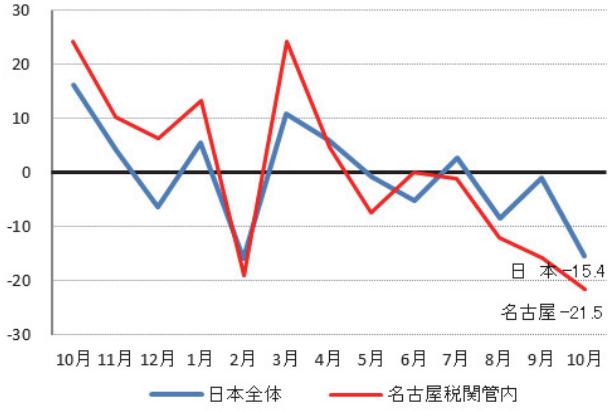

日本の輸出における中国構成比の推移（%）

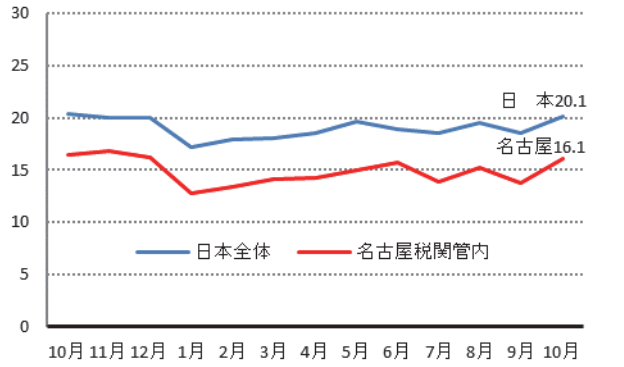

日本の輸入における中国構成比の推移（%）

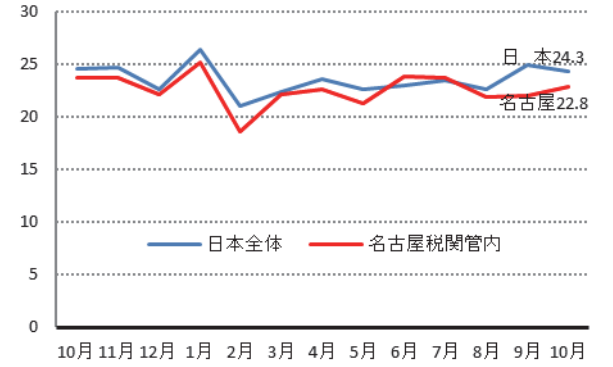

中国の貿易

単位：億ドル（金額）、%（伸率）

年月	輸　出		輸　入	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年10月	2,129	▲0.9	1,701	▲6.4
2019年1-10月	20,380	▲0.2	16,977	▲5.1

出所：中国税関総署

中国の外資導入

単位：件（件数）、億ドル（金額）、%（伸率）

年　月	件　数		実行ベース金額	
	件　数	伸　率	金　額	伸　率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年10月	2,536	-30.0	100.0	3.1
2019年1-10月	33,407	-32.6	1,107.8	2.9

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。
（一部、商務部のデータを参考に独自算出）

中国対外貿易の月別伸率（%）

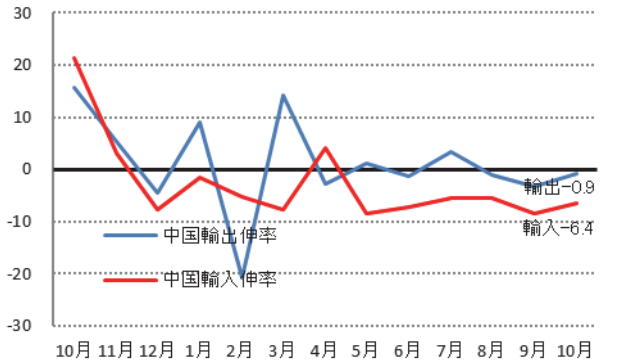

中国外資導入の月別伸率（%）

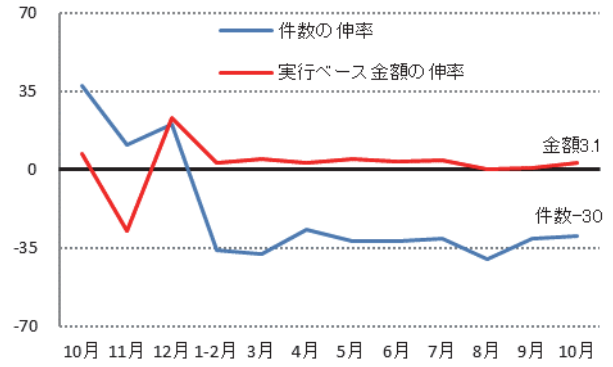

中国の物価動向

消費者物価指数ＣＰＩ（%）

	10月	1-10月
消費者物価指数	3.8	2.6
うち都市	3.5	2.5
農村	4.6	2.8
うち食品	15.5	7.4
食品以外	0.9	1.4
うち消費財	5.2	3.0
サービス	1.4	1.8

出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

	10月	1-10月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	▲1.6	▲0.2
うち生産資材	▲2.6	▲0.5
うち採掘	▲1.9	2.7
原材料	▲5.6	▲2.3
加工	▲1.5	▲0.1
生活資材	1.4	0.8
うち食品	4.4	2.1
衣類	0.6	1.3
一般日用品	0.4	0.5
耐久消費財	▲1.8	▲1.0
工業生産者仕入物価指数	▲2.1	▲0.5
うち燃料、動力類	▲5.5	▲1.2

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

ＣＰＩとＰＰＩの月別推移（%）

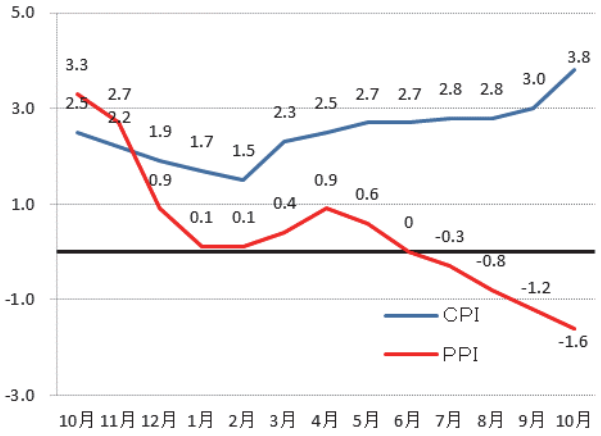

中国の消費財小売総額の伸率（%）

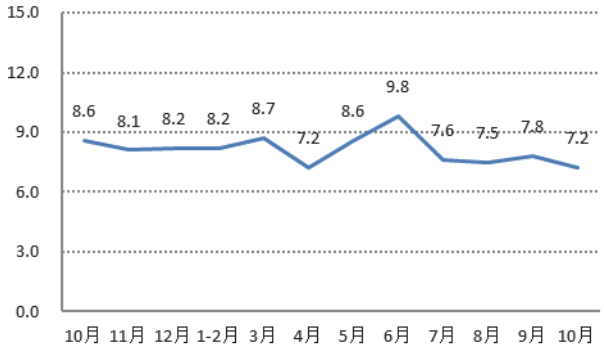

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業ＰＭＩ

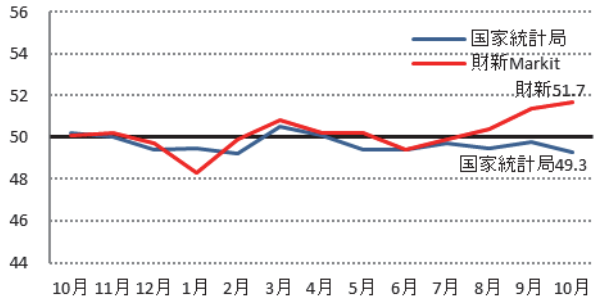

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）ＰＭＩ

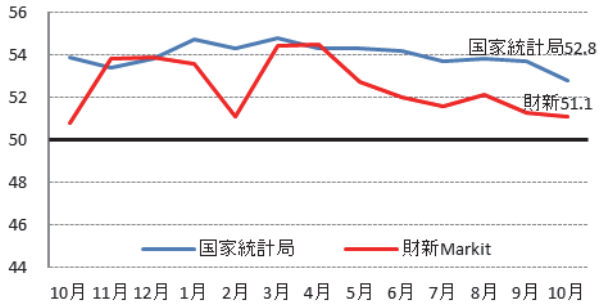

中国の固定資産投資

1-10月分月の固定資産投資

		投資額（億元）	伸率（%）
固定資産投資		510,880	5.2
産業別	第一次	11,375	▲2.4
	第二次	152,020	2.3
	第三次	347,485	6.8
地域別	東　部	N/A	4.0
	中　部	N/A	9.3
	西　部	N/A	4.9
	東　北	N/A	▲4.5

固定資産投資の伸率（%）

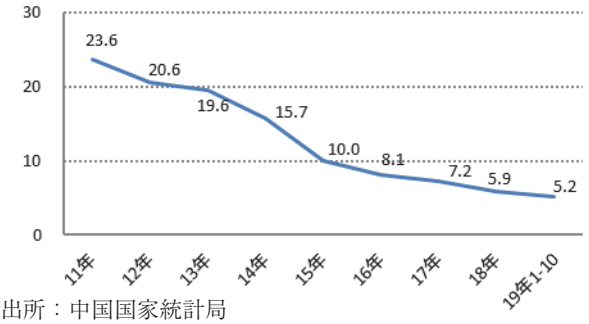

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

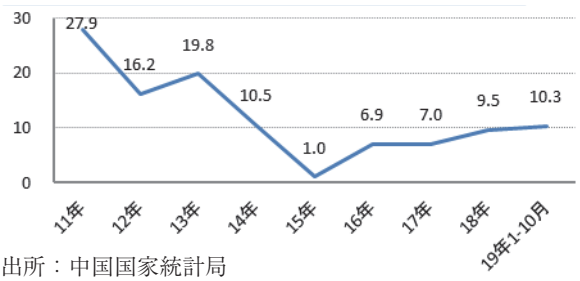

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率（%）

	10月	1-10月
一定規模以上の工業生産	4.7	5.6
内訳　鉱業	3.9	4.5
製造業	4.6	5.8
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.6	7.0
内訳　国有企業	4.8	4.7
株式制企業	5.4	6.7
外資系企業	2.1	1.5
私営企業	5.4	7.7

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率（%）

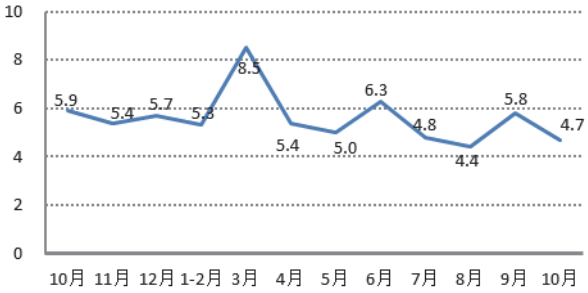

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率（%）

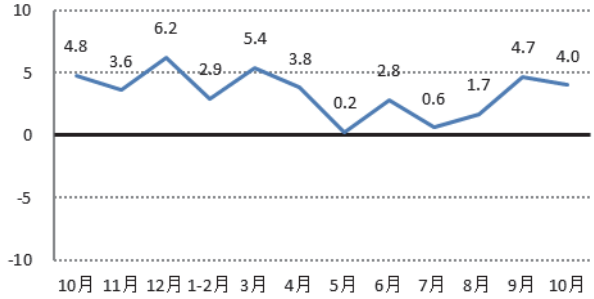

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率（%）

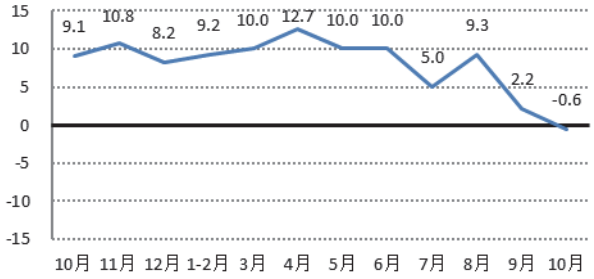

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率（歳入、%）

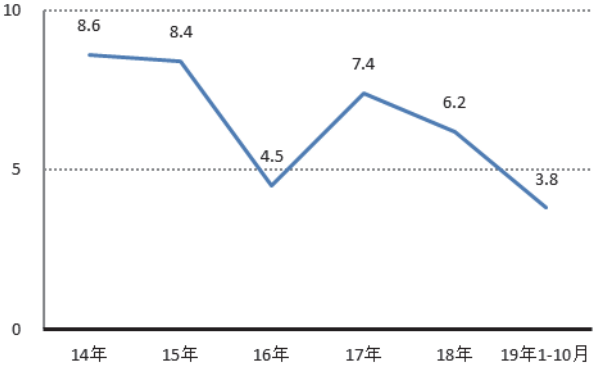

出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
19年10月	228	193	35
19年1-10月	2,065	1,717	348

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率（%）

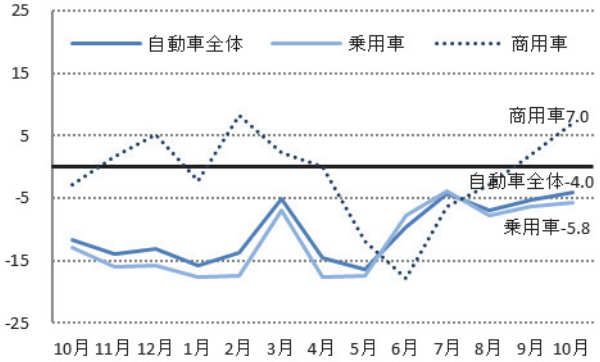

日系乗用車のシェア推移（%）

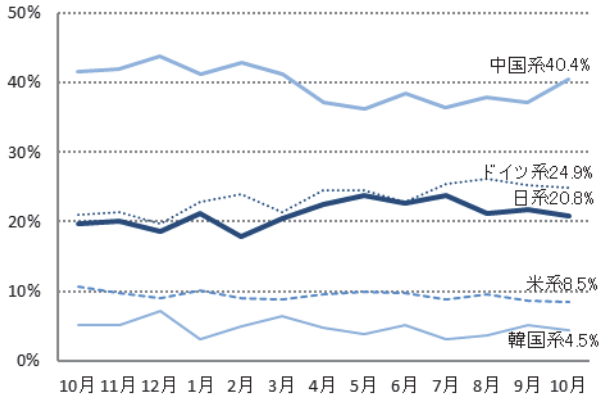

中国からの訪日旅行客数

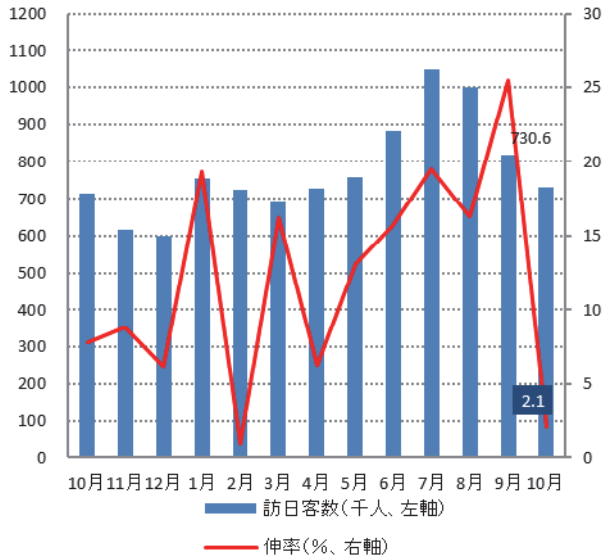

出所：日本政府観光局